

船舶事故調査報告書

平成26年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年7月31日 02時10分ごろ
発生場所	北海道せたな町長磯漁港 せたな町所在の長磯港外防波堤灯台から真方位326° 110m付近 (概位 北緯42° 08.3′ 東経139° 54.9′)
事故調査の経過	平成25年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八 ^{ほうえい} 豊栄丸、9.7トン HK2-16857（漁船登録番号）、個人所有 14.79m (Lr) × 3.70m × 1.24m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和63年4月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 32歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年10月22日 免許証交付日 平成21年8月26日 (平成26年10月21日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	船底外板に擦過傷、凹損及び破口、プロペラ及び舵柱に曲損、機関に濡損等
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、平成25年7月30日16時00分ごろ長磯漁港を出港し、16時30分ごろ長磯漁港南西方4海里（M）付近の漁場に到着していか一本釣り漁の操業を繰り返し行ったが、その日は漁獲が少なかったため、早めに帰ることとし、ふだん、04時か05時ごろ帰途につくところ、31日00時50分ごろ操業を終えて長磯漁港南西方約10M付近の漁場から長磯漁港に向けて帰途についた。 船長は、単独の船橋当直に就き、操舵室両舷側の窓を開け、操舵室右舷側にある肘掛け付きの椅子に腰を掛けて操船に当たり、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、長磯漁港の入口に向けて約8ノットの対地速力で自動操舵によって航行した。

	<p>船長は、航行を開始した頃から眠気があり、長磯漁港まで約5Mの所で眠気を催したが、椅子に腰を掛けて当直を行っていたところ、居眠りに陥った。</p> <p>本船は、長磯漁港の外防波堤に向けて北東進し、02時10分ごろ長磯港外防波堤灯台から真方位326° 110m付近の岩礁に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗揚の衝撃で目が覚め、家族に事故の連絡をして親類に救助を要請し、来援した親類のボートに甲板員と共に移乗して長磯漁港に帰った。</p> <p>本船は、台船にクレーンで吊られて引き出され、吊られた状態で台船が入港できる北海道八雲町熊石漁港へ入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約1.6m (瀬棚)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん、夜間のいか一本釣り漁の操業だけを行うときは、操業から帰り、いかの水揚げ後、昼ごろまで平均約5時間の睡眠をとり、それから準備を行って出港するという操業形態であった。また、いか漁及びうに漁を行うときは、いかの水揚げ後、少し休んで06時ごろから09時ごろまで磯船でうに漁を行い、帰ってから12時ごろまでいかの加工を手伝った後、昼食を食べてから睡眠をとり、起きてからいか漁に出るという操業形態であり、睡眠不足の状態であった。</p> <p>船長は、本事故前々日は、用事があり、夜間のいか漁には出なかったが、漁に出ている時間なので、なかなか寝付けず、眠ったのが22時～23時ごろとなり、本事故前日は、06時から09時ごろまで磯船でうに漁を行い、帰って来ていかの加工の手伝いを11時ごろまで行い、昼食後、休んでいたが、眠ることができなかった。</p> <p>船長は、今まで居眠りの経験はなかったが、毎日の仕事で疲れており、家庭内の心配事があったり精神的にも疲れていた。</p> <p>船長は、ふだん、眠くなったら、椅子から立ち上がって体を動かし、また、窓から顔を出して風に当たっていたが、本事故時は行っていなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.95mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、長磯漁港南西方の漁場から同漁港に向けて自動操舵で北東進中、単独で船橋当直中の船長が、睡眠不足及び疲労が蓄積した状態で椅子に腰を掛けていたところ、居眠りに陥ったことから、長磯漁港の外防波堤に向けて航行し、外防波堤付近の岩礁に乗り揚げたものと</p>

	<p>考えられる。</p> <p>船長は、睡眠不足及び家庭内の心配事もあって疲れが蓄積していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、長磯漁港南西方の漁場から同漁港に向けて自動操舵で北東進中、単独で船橋当直中の船長が、睡眠不足及び疲労が蓄積した状態で椅子に腰を掛けていたところ、居眠りに陥ったため、長磯漁港に向けて航行し、長磯漁港の外防波堤付近の岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠不足及び疲労が蓄積した状態で船橋当直を行う場合は、時々、椅子から立ち上がって体を動かすなどして居眠りに陥らないようにすること。